

平成27年度政府予算編成及び施策に関する要望

重点事項

平成26年7月3日

全国町村会

日本経済は力強さを取り戻しつつあり、今後はその成果を全国津々浦々まで広げ、元気な地方を作るしっかりとした対応が必要とされている。しかしながら一方、町村を取り巻く環境は、急速な少子高齢化や人口流出、脆弱な財政基盤、基幹産業である農林水産業の衰退など大変厳しい状況にある。

また、東日本大震災の被災地においては、被災者・避難者への支援や公共施設等の復旧、福島第一原発事故に起因する放射性物質への対応など解決すべき課題が山積している。

加えて、今後発生が想定される大規模地震、津波への対応や頻発する台風・豪雨等災害を踏まえ、住民の安全・安心を確保するため、全国的な防災対策の強化が急務となっている。

よって、平成27年度政府予算編成及び各種政策の具体化にあたっては、特に下記事項について十分配慮するよう強く要望する。

記

1. 大震災からの復興と全国的な防災・減災対策の強化に関すること

(1) 復興対策への万全な措置

地域の復興が計画的かつ着実に行えるよう、復興が完了するまでの間、医療・福祉サービスの確保等被災者・避難者への支援、農林水産業の事業再開への支援、公共施設の復旧等に万全の予算措置を講じるとともに、被災地の復興事業の執行状況を十分把握し、復興の加速化に向けて、有効な対策を早急に講じること。

なお、全国の市町村からの職員派遣に係る財政支援を継続すること。

(2) 原子力災害対策の徹底

福島第一原発事故の早期収束、避難住民の生活支援、損害賠償の迅速化、除染の徹底と放射性廃棄物の処理の加速化に努めるとともに、原発の安全規制等を抜本的に見直すこと。

(3) 全国防災・減災事業への十分な財政措置

今後起こりうる大規模災害に対応するため、全国防災・減災事業が確実に実施できるよう十分な財政措置を講じること。

2. 町村自治の確立に関すること

(1) 道州制は絶対に導入しないこと。

(2) 地方分権改革における「提案募集方式」について、可能な限り提案が反映されるようにすること。

3. 地方税財政に関すること

(1) 法人実効税率のあり方の検討に係る代替財源の確保

法人実効税率のあり方の検討にあたっては、外形標準課税の拡充や租税特別措置の見直し等による課税ベースの拡大等、法人課税の枠組みの中で所要の地方税財源を確保することを大前提とすること。

(2) 償却資産に係る固定資産税の堅持

土地・家屋と一体となって生産活動に使われている償却資産に係る固定資産税は、町村の重要な財源であり、国の経済対策等の手段として見直されることとなれば、町村の財政に多大な支障を生じることから、現行制度を堅持すること。

(3) 自動車取得税の廃止に伴う代替財源の確保

自動車取得税の廃止に伴う自動車税の環境性能課税の実施については、市町村財政の減収をきたさないことを前提として制度設計すること。

(4) 地球温暖化対策等のための地方税財源の確保

地球温暖化対策のための税は、その用途を森林吸収源対策にも拡大するとともに、その一定割合を町村の果たす役割に応じた税財源として確保すること。

(5) ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、防災対策、環境対策など所在町村特有の行政需要に対応するとともに、地域振興をはかる上でも貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

(6) 地方交付税の総額の確保

地方財政計画の「歳出特別枠」と地方交付税の「別枠加算」は堅持するとともに、社会保障関係費の自然増等について、地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映し、安定的な財政運営に必要な地方交付税等の一般財源の総額を確実に確保すること。

4. 国民健康保険に関すること

(1) 国民皆保険を堅持するため、都道府県を軸とした保険者の再編・統合を推進し、医療保険制度の一本化をはかること。

(2) 社会保障・税一体改革において税制抜本改革時に行うとされた保険者支援制度の拡充を早急に実施するとともに、国費の大幅な追加投入により更なる財政基盤の強化を図り、将来に亘って持続可能な制度とすること。

(3) 都道府県が保険者となるにあたっての都道府県と市町村の役割分担については、都道府県単位化の利点を活かし事務の効率的な運営

が可能となるものとする。

また、保険料の設定にあたっては、受診機会の相違等による医療費水準の格差や保険料徴収に関する取り組みの相違を反映させること。

5. 農林水産業に関すること

(1) 国益と現場の意見を踏まえた農業交渉

T P P 交渉にあたっては、拙速に進めることなく、我が国の国益を損なうことがないよう毅然として対応するとともに、十分な情報開示と説明責任を果たすこと。

とりわけ、農林水産分野の重要5品目（米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物）などの聖域の確保については、国会における決議（T P P 協定交渉参加に関する決議）等を踏まえ、国民との約束を守るよう万全を期すこと。

(2) 農林漁業・農山漁村の再生について

「農林水産業・地域の活力創造プラン」の実施及び「食料・農業・農村基本計画」の見直しにあたっては、多様な地域の実態を重視し、食の安全・安心に対する関心を踏まえ、農業・農村の再生に向けて安定した政策を実施・確立すること。

(3) 山村振興法について

平成27年3月末で期限切れとなる山村振興法を延長すること。

(4) 森林整備加速化・林業再生基金事業について

遅れている森林整備を加速し、林業や山村の再生を一層推進するため、森林整備加速化・林業再生基金事業を拡充・延長すること。

(5) 漁業者の所得・経営力の向上をはかるため、燃油・飼料の高騰対策として「漁業経営セーフティネット」における特別対策を継続するとともに、農林漁業用軽油引取税の課税免税措置を継続すること。

(6) 農林水産公共予算の確保

農林水産公共予算については、所要額を確保すること。

6. 地域の実情を踏まえた国土づくりに関すること

防災・減災等に資する社会資本の老朽化対策を総合的に推進し、とりわけ橋梁・トンネルの修繕や点検に対しては、技術的支援の体制整備や必要な財政措置を講ずること。

また、地域交通の存続の危機に直面している町村の実情を踏まえ、事業者の確保をはじめ、地域公共交通の維持・確保を図ること。